

### 第3章 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本理念と施策の方向性

#### 1 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献\*できる人間を育成

共生社会を実現するためには、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加を一層進めていくことが必要です。近年では、バリアフリー化の進展、福祉サービスの充実、障害者雇用促進法の改正等が行われ、障害者が可能な限り地域で日常生活や社会生活を営むために、必要な支援を受けながら社会に参加する機会の確保や障壁となるものの除去が進んだことを背景として、障害者の社会参加の在り方も多様化しています。

障害のある人々が生きる姿は、家族や医療・福祉関係者、教職員、地域住民等をはじめとする周囲の者にとって、生きがいや励みとなり、お互いを尊重し、支え合う心を育むなど、誰もが生き生きと生活できる社会を創造する活力となっています。また、障害のある人々自身も、自らより多くの人と関わろうとしたり、障害のない人々とともに様々な地域活動に参加したりして、社会の一員としての存在感を示しています。中には、企業に就労し活躍されている方、スポーツや芸術の分野において優れた才能を発揮して世界的な注目を集めている方々もいます。

このように多くの障害者が、様々な形で社会とつながり、それぞれの分野で活躍し貢献している現在の状況を踏まえると、今後の特別支援教育には、幼児・児童・生徒が将来の夢や希望を実現できるよう、一人一人の能力を最大限に伸ばして、より主体的かつ積極的な社会参画を可能とすることが重要といえます。また、共生社会の実現には、一人一人の障害者が、現に社会に貢献している存在として尊重されるよう、障害のある人とない人との交流等を通して、広く都民の障害への理解を促進することも必要です。

都教育委員会は、障害のある人もない人も共に尊重し合いながら活躍できる社会の実現に向けて、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成していきます。

#### \* 障害者の社会貢献

ここでは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現している。

## 2 四つの施策の方向性

本計画の基本理念の実現に向け、今後の施策については、以下の方向性に沿って進めていきます。

### 《共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実》

- ・全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実

#### ＜方向性Ⅰ＞ 特別支援学校における特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の社会参加や社会貢献を円滑に実現できるよう、特別支援学校の指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

#### ＜方向性Ⅱ＞ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

### 《未来の東京を見据えた特別支援教育の推進》

- ・防災教育やスポーツ・芸術教育など、東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進

#### ＜方向性Ⅲ＞ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

主権者教育や防災教育、心身の健全育成などの取組を推進するとともに、障害者スポーツや芸術文化への興味・関心を高め、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

### 《特別支援教育を支える基盤の強化》

- ・教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化

#### <方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

質の高い特別支援教育を推進するため、教員の専門性向上や学校・区市町村への支援の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、広く都民の理解を促進する体制を整備します。